

# 「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例 【法人用】

## 【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、「名称」、「本店又は主たる事務所の所在地」（人格のない社団等を除く。）及び「登録番号」が公表されます。

※ 人格のない社団等で「本店又は主たる事務所の所在地」の公表を希望する場合は、「[適格請求書発行事業者の公表事項の公表\(変更\)申出書](#)」を提出する必要があります。

第1-(1)号様式

国内事業者用

### 適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

#### 【公表事項】

登記情報を記載してください。

※ 登記情報は、「[国税庁法人番号公表サイト](#)」でご確認いただけます。

令和 <input checked="" type="radio"/> 年 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 日 <small>○ 収受印</small>	申 請 者 <small>(フリガナ)</small>	住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	トウキョウト (〒 XXX - XXXX ) ◎(法人の場合のみ公表されます) <b>東京都〇〇区△△ □一□</b> (電話番号 03-XXXX)
 <small>▼▼ 税務署長殿</small>	納 税 地 <small>(フリガナ)</small>	トウキョウト (〒 XXX - XXXX )	東京都〇〇区△△ □一□ (電話番号 03-XXXX-XXXX)
	氏 名 又 是 名 称 <small>(フリガナ)</small>	カブシキガイシャ コクセイショウジ ◎ <b>株式会社 国税商事</b>	
	( 法人 の 場合 ) 代 表 者 氏 名	コクセイ タロウ	
	法 人 番 号	国税 太郎	
この申請書に記載した次の事項 (◎印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人（人格のない社団等を除く。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地（住所又は居所）を公表され、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した上記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けることにより登録を受けることになります。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。			

この申請書に記載した次の事項 (◎印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

1 申請者の氏名又は名称

2 法人（人格のない社団等を除く。）にあっては、本店又は主たる事務所の所在地（住所又は居所）を公表され、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した上記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けることにより登録を受けることになります。

※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにした場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事 業 者 区 分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□に印を付けてください。					
	<input type="checkbox"/> 課税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者				
※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。						
令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情						
税 理 士 署 名	(電話番号 - - )					
※ 税務番号	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 印 確 認	年 月 日

#### 【次葉の作成漏れにご注意ください！】

次葉の「登録要件の確認」欄は、全ての事業者の方が記載する必要があります。

# 「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例 【法人用】

初葉の「事業者区分」欄で**「免税事業者」**を選択した方は、一定の条件を満たす場合は、課税期間の初日から登録を受ける場合であっても、**上段にチェックを入れてください。**

## 適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

こちらに□を記載してください。

ただし、一定の条件（下記①から③の全て）を満たす場合のみ、下の□に□を記載してください。

※ 個人番号の記載は不要です。

該  
税

(一定の条件)

下記①から③の全てを満たす場合のみ、□を記載してください。

- ① 提出時点で免税事業者の方が、
- ② 翌課税期間から課税事業者となり、  
(「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者になる場合を含みます。)
- ③ 課税事業者となる「課税期間の初日」が、
  - ・令和5年9月30日以前の場合で、令和5年10月1日から登録を受ける場合  
又は
  - ・令和5年10月1日以後の場合で「課税期間の初日」から登録を受ける場合

確  
認

消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納稅義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けるようとする事業者

記載不要	
法人	事業年度
のみ	自 △△月□□日 至 ○○月□□日
記載資本金	XX,XXX,XXX円
登録希望日	（令和5年10月1日を希望する場合、記載不要） 令和年月日
課税期間の初日	※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日
令和△△年○月□□日	

令和5年10月1日を希望する場合は、記載不要です。  
令和5年10月2日以降の課税期間初日から登録を受ける場合もこちらに記載してください。

提出時点は免税事業者でも令和5年9月30日以前に課税事業者となる場合は、令和5年9月30日以前の日を記載して構いません。  
ただし、登録年月日は、「令和5年10月1日」となります。

登

課税事業者です。

※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。

はい  い

免税事業者の方も適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「はい」に□を記載してください。

録

納稅管理人を定める必要のない事業者です。

（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）

はい  いいえ

国内に本店又は主たる事務所を有している法人は、納稅管理人を定める必要がないため、「はい」に□を記載してください。

要

納稅管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項）

【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合

【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合

の

納稅管理人の届出をしています。

「はい」の場合は、消費税納稅管理人届出書の提出日を記載してください。  
消費税納稅管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）

はい  いいえ

確

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。  
（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）

はい  いいえ

認

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

はい  いいえ

罰金以上の刑に処せられたことがない場合は、「はい」に□を記載してください。

（注）「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。

「いいえ」の場合は、下欄の執行状況（※）について記載してください。

※ 下欄の確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

**全ての事業者の方が記載する必要があります。**

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となつた場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となつた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに**免税事業者となつた場合**でも、**適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。